

平成29年3月27日

一般社団法人東京都信用金庫協会

キャッシュカードによるATMでの振込の一部利用制限について

特殊詐欺は、未だ甚大な被害が発生しており、お客様の資産をお預かりしている我々信用金庫も、窓口での確認やATM画面での注意喚起等様々な対策を行ってまいりました。

しかし、昨今、キャッシュカードの取扱いに不慣れなお客様をATMに誘導し、携帯電話での遣り取りによって預金を振り込ませる還付金詐欺等が急増しております。

こうした状況を踏まえ、本会加盟信用金庫では、引き続き各種被害防止対策に取り組むことに加え、一部のお客様について、キャッシュカードによるATMでの振込を一部制限させていただくことをここに申し合わせます。対象となるお客様には大変ご不便をおかけいたしますが、お客様の資産をお守りするための対策につき、何卒ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。